

## 小浜市ふるさと納税中間支援等業務委託公募型プロポーザル 実施要項

本実施要項は、小浜市（以下、「当市」という）のふるさと納税に係る寄附の受付、寄附者情報の管理、返礼品の発注・配送管理・新規開発等の事務の効率化を図るとともに、当市を応援してくださる寄附者を増やし、当市の魅力発信と地場産品の販路拡大による地域活性化を図るにあたり、必要となる業務全般に関し最も適切な企画力、技術力、実施体制を持った事業者を公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という）により選定することについて、必要な事項を定めるものである。

### 1 事業の概要

#### (1) 業務名

小浜市ふるさと納税中間支援等業務委託

#### (2) 業務内容

別紙「小浜市ふるさと納税中間支援等業務委託仕様書」のとおり

#### (3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで。ただし、契約締結日から令和7年3月31日までは準備期間とする。

※ただし、業務継続により寄附者や返礼品提供事業者の利便性を確保するとともに、寄附者の動向等を把握した事業に係る提案、実施等の改善を図る観点から、委託期間における受託者の実績が良好である場合、最長で令和10年度までの3年間について、単年度ごとに随意契約を行うことができる。

### 2 委託料率上限等

委託料は寄附額に対する単価契約とし、本プロポーザルにおける令和7年度の委託料率の提案上限及び想定寄附額は以下のとおりとする。

#### (1) 令和7年度の委託料上限及び想定寄附額

委託料上限：想定寄附額の7%（税込み）

想定寄附額：275,000千円（さとふるを除く）

#### (2) 留意事項

プロポーザル参加事業者（以下、参加者という）は、本業務の履行に係る一切の経費を含めて委託料率を積算するものとする。

なお、返礼品代金及び返礼品の発送に関する費用、ふるさと納税ポータルサイト利用料、クレジットカード等決済手数料、寄附者に対するお礼状、寄附証明書、ワンストップ特例申請書等の作成・送付等の代行費用は含まない。（返礼品代金及びその発送に係る経費は、別途実費相当額を受託者に支払う。）

また、当市と締結する業務委託契約において定める委託料は、本プロポーザルにおいて見積もった委託料率によるものとする。ただし、本プロポーザル時の業務委託仕様書の内容を変更して契約を行うこととした場合（令和10年度までの単年度ごとの随意契約を含む）には、協議によりこれを考慮した委託料率とする場合がある。

#### 【参考】寄附実績（さとふる含む）

年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
寄附件数	12,454 件	12,092 件	12,712 件
寄附金額	249,297 千円	270,339 千円	276,119 千円

### 3 事務局

小浜市ふるさと納税推進室  
〒917-8585 福井県小浜市大手町6-3  
電話：0770-64-6008（直通）  
E-mail：furusato@city.obama.lg.jp

### 4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、以下の要件を全て満たす者であること。提案書を提出するにあたり、他者の協力を得た場合はその旨を提案書に明記すること（参加者と返礼品の企画、開拓、選定、交渉に関する事業者が異なる場合等）。

なお、基準日については、公募開始の日とする。また、契約時まで以下に以下の要件を欠いた場合は、契約をしないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 令和4・5・6年度小浜市入札参加資格者名簿に登載の事業者については、公募日以後に指名停止を受けている期間がないこと。登載のない事業者についても、指名停止と同等の事項が発生していないこと。
- (3) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと（会社更生法にあっては再生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く）。
- (5) 暴力団又は暴力団員等と関係していない旨の誓約書（様式4号）各号に該当する事業者でないこと。

### 5 スケジュール

本業務に係るスケジュールは以下のとおり。

	内 容	時 期
1	実施要項等の公表・配布	令和6年12月20日（金）
2	質問受付期限	令和7年1月10日（金）午後5時まで
3	質問への回答	令和6年1月17日（金）
4	提案書等書類の提出期限	令和7年1月24日（金）午後5時まで
5	プレゼンテーション	令和7年1月29日（水）
6	結果通知	令和7年2月上旬
7	寄附受付開始	令和7年4月上旬を予定

### 6 質問の受付及び回答

- (1) 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式6号）を電子メールに添付して事務局のアドレスに送付する。なお、電子メールの件名は「小浜市ふるさと納税中間支援等業務委託 質問書事業者名」とすること。

(2) 質問への回答

参加者からの質問は、質問者にメールにて回答する。なお、優先交渉権者の選定に公平を保てない質問については回答しないことがある。また、回答に対する再質問は受け付けられないものとする。

7 提案書等の提出

(1) 提出期限

令和7年1月24日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出先

3 事務局のとおり

(3) 提出方法

「特定記録郵便」、「簡易書留」、「書留」のいずれかによる郵送又は持参（平日8時30分～17時まで。土日祝日は除く）による提出とあわせて電子データも提出すること。

(4) 提出書類

提出書類は以下のとおりとする。

【①参加資格要件確認のための資料】

	提出書類	記載内容及び備考	部数	様式指定
1	参加申込書	本プロポーザルに参加申込をする書類。	1部	様式1号
2	会社概要書	参加者の沿革、従業員数、事業所（拠点）などを記載する書類。	1部	様式2号
3	業務実績書	契約書・仕様書など業務の概要及び履行の確認ができる書類の写しも添付すること。	1部	様式3号
4	暴力団又は暴力団員等と関係していない旨の誓約書	参加者が暴力団と密接な関係を有していないことの宣誓、及び暴力団と関係を有していないことについての誓約書。	1部	様式4号
5	履歴事項全部証明書（発行後3か月以内、写し可）	参加者の法人登記を証する書類。法務局が発行する商業登記簿謄本。	1部	—

6	直近年度の納税証明書 (発行後3か月以内、 写し可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書(国税通則法施行規則第9号書式その3の3)</li> <li>本店所在地の都道府県民税の納税証明書又は未納がないことを証する納税証明書(完納証明書可)</li> <li>当市内に支店又は事務所が存在する場合は、当市税に未納がないことを証する証明書(全税目)</li> </ul>	1部	—
7	直近年度の決算書 (写し可)	貸借対照表及び損益計算書等 (直近1年分)	1部	—

※令和7年1月24日時点で小浜市競争入札参加資格を有する場合、上記4～6の書類提出を免除する。

### 【②提案書類】

	提出書類	記載内容	部数		様式指定
1	提案書	本実施要項の「10 提案書の作成について」及び「小浜市ふるさと納税中間支援等業務委託仕様書」及び「小浜市ふるさと納税中間支援等業務委託審査要領」の内容を十分に踏まえ、具体的に作成すること。	紙	3部	—
			電子データ ※1	1部	—
2	見積書	委託料率(消費税及び地方消費税を除く)について、「2 委託料率上限」の範囲内で記載すること。	紙	1部	様式5号
3	情報セキュリティ対策 の内容の写し	外部機関の認証を受けている場合は 認証を証する書類	紙	1部	—

※電子データはPDFファイルにより電子メールで提出すること。電子メールは1通につき10メガバイトを超えないようにし、超える場合は分割送付すること。

## 8 提案書の作成について

提案書は下記の事項に基づいて作成すること。

- (1) 提案書の用紙サイズはA4(日本産業規格・縦横不問)カラーとし、様式、装丁、枚数は指定しない。
- (2) 提案書は、文章のほか図表等を用いて簡潔かつ明瞭に記述すること。
- (3) 企画提案の内容は、「本実施要項」、「小浜市ふるさと納税中間支援等業務委託仕様書」及び「小浜市ふるさと納税中間支援等業務委託審査要領」の内容を十分に踏まえて、見積額の範囲内で行うことを前提に記載すること。
- (4) 提案書は以下の①～⑤の5項目について、原則、記載順のとおり提案するものとする。

### 【必須項目】

- ① 寄附者対応

クレーム・問い合わせ対応、寄附者に対するお礼状、寄附証明書、ワンストップ特例申請書等の作成・送付、管理・執行体制について記載すること。

なお、寄附者に対するお礼状、寄附証明書、ワンストップ特例申請書等の作成・送付に関する業務は、本業務とは別に、令和7年4月以降に契約を締結する予定である。

② 個人情報管理とセキュリティ

個人情報漏えい防止のための対策と、その運用や管理体制について記載すること。

【採点項目】

③ 寄附金額最大化に向けた戦略・戦術

当市への理解、新規返礼品の開発から既存返礼品の強化まで含めた、寄附額、寄附件数の目標設定（4か年）と目標達成に向けた全体戦略・考え方について記載すること。記載に当たっては下記に示す当市の課題を解決・改善する施策を盛り込むことが望ましい。

<返礼品に関する課題>

お米など、地域内で十分な生産量はあるが、梱包・発送の人的リソース不足から、ふるさと納税の在庫確保が困難となっているケースがある。市場訴求性があり、在庫不足の恐れのない返礼品が不足している。

④ 組織体制、業務実績・業務遂行能力

業務実績・業務体制を詳細に記載すること。

⑤ その他

地域産品のブランド価値を向上させた他自治体での特徴的な事例、発注者の業務効率化・業務軽減・費用削減につながる施策など、その他の特徴的な取組について記載すること。

## 9 選定方法（プレゼンテーション）

(1) 日程

令和7年1月29日（水）

※実施時間及び場所等詳細については、事務局から参加申込書担当者あてに令和7年1月24日（金）中に電子メールで連絡する。

(2) 出席者

出席者は5名以内とし、説明をすることが可能な者が出席すること。また、本市を担当する予定の者が同席することが望ましい。

(3) 参加者の持ち時間

各参加者につき、計45分とする。

ア 事前準備 5分

イ プレゼンテーション 20分以内

ウ ヒアリング 15分程度

エ 片付け 5分

(4) 留意事項

ア プロジェクター（パソコン出力は HDMI 端子のみ可）、電源は市が用意する。その他に必要なものがある場合には、参加者にて用意すること。

イ プレゼンテーション時にスクリーンに投影可能な資料等は、提出された資料のみとする。

ウ プレゼンテーション実施日当日の資料の追加・変更は認めない。

(5) 審査については、「小浜市ふるさと納税中間支援等業務委託審査要領」に基づき、評価を行うものとする。

## 10 最終選定結果の通知等

最終選定結果については、次のとおり通知する。

- (1) 通知方法  
選定結果については、すべての参加者に通知書を送付する。
- (2) 選定結果の公表  
選定結果については、小浜市公式ホームページで公表する。また評価点は、優先交渉権者及び第2位順位交渉事業者の合計点のみを公表する。なお、この場合においても、評価点に係る説明は行わない。

### 1 1 業務委託契約について

- (1) 基本的な考え方  
提案書等の提出書類は、当市ふるさと納税中間支援等業務の受託者をプロポーザルにより選定するための資料であり、提案事項を全て業務委託の契約内容に反映するとは限らない。業務委託契約の締結にあたっては、その契約内容について当市と優先交渉権者が双方協議のうえ決定する。また、優先交渉権者との協議により、やむを得ない事情により協議が成立しない場合は、第2位順位交渉事業者を優先交渉権者に繰り上げる。
- (2) 業務委託契約  
ア 契約形態  
優先交渉権者との協議が成立した場合に業務委託契約を締結することとする。  
イ その他  
優先交渉権者の選定後、業務委託契約の締結までに「4 参加資格要件」に定める事項のいずれかを満たさなくなった場合には、業務委託契約をしないものとする。

### 1 2 失格に関する事項

次の各号に該当するときは、その事業者の提案は失格とする。

- (1) 提出物に虚偽の記載があるとき。
- (2) 優先交渉事業者の選考時点において、本実施要項の「4 参加資格要件」に掲げる資格のない事業者が提案したとき。
- (3) 必要書類の提出方法、提出先、受付期間に適合しないもの。
- (4) 複数の企画提案書を作成し、提案したとき。
- (5) 提案に関して、談合等の不正行為があったとき。
- (6) その他、本実施要項に記載の失格事項に該当する場合や市が指示した事項及び本提案に関する条件に違反していることが判明したとき。

### 1 3 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提案書類の言語は日本語を用いることとし、通貨は日本円とする。
- (3) 提出書類に関して、事務局より問合せや追加資料等の提出を求められた場合には、速やかに対応すること。また、提出された書類は返却しないものとする。
- (4) 提出された提案書等の著作権については、参加者に帰属する。ただし、市が公表等に必要と判断した場合は無償で使用する権利を持つものとし、参加者は著作権者人格権のうち公表権を主張し得ないものとする。
- (5) 審査に係る問合せには応じない。また審査に対する異議を申し立てることはできない。
- (6) 本プロポーザルについて、緊急等やむを得ない理由により実施することができないと認められる場合は、本プロポーザルを中止し、又は取り消すことがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を発注者に請求することはできない。